

米国におけるスパイウェア対策について

平成18年2月21日
総務省情報通信政策局総合政策課

米国におけるスパイウェア対策関連法

■ 連邦法レベル

- 「Securely Protect Yourself Against Cyber Trespass Act (Spy Act) H.R.29」
- 「Internet Spyware Prevention Act (I-Spy Act) H.R.744」
- 「Software Principles Yielding Better Levels of Consumer Knowledge (Spy Block Act) S.687」

の3法が現在審議中。

■ 州法レベル

- ユタ州「Spyware Control Act,2005 Revisions」
- カリフォルニア州「Consumer Protection Against Computer Spyware Act」
など。

州レベルのスパイウェア対策関連法

【可決された法律 (Signed by Governor or Passed Senate)】※上院で可決

アラスカ州 「Spyware and Unsolicited Internet Advertising S.B.140」(2005.9)
アリゾナ州 「Computer Spyware H.B.2414」(2005.4)
アーカンソー州 「Improper Use of Computer Spyware H.B.2904 H.B.2261
H.B.2344」(2005.4)
カリフォルニア州 「Consumer Protection Against Computer Spyware Act
S.B.1436」
(2004.9)「Computer Spyware S.B.92※」(2005.5)「Internet Security
S.B.355」(2005.9)
ジョージア州 「Computer Security Act S.B.127」(2005.5)
インディアナ州 「Computer Issues S.B.49」(2005.5)
アイオワ州 「Deceptive or Unauthorized Computer Software H.F.614」(2005.5)
ミシガン州 「Spyware Control Act S.B.151※」「S.B.54※」「S.B.53※」(2005.3)
ニューハンプシャー州 「Regulating the Use of Computer Spyware H.B.47」
(2005.7)
ニューヨーク州 「S.B.186※」(2005.6)「S07141※」(2004.6)
ペンシルバニア州 「S.B.711※」(2005.9)
テキサス州 「Consumer Protection Against Computer Spyware Act S.B.327」
(2005.6)
ユタ州 「Spyware Control Act H.B.323」(2004.3(Enjoined,2004.6))「Spyware
Control Act,2005 Revisions H.B.104」(2005.3)
バージニア州 「Computer Crimes Act H.B.2215」(2005.4)「S.B.1163」(2005.3)
ワシントン州 「H.B.1012」(2005.5)

【審議中の法案 (Passed House, etc)】

ペンシルバニア州 「H.B.1697」
イリノイ州 「Spyware Prevention Initiative Act H.B.0380」
カリフォルニア州 「Computer Adware and Spyware A.B.2787」「S.B.1530」
アイオワ州 「Seneta File 2200」
ミシガン州 「S.B.1315」「S.B.1316」「S.B.1361」
ニューヨーク州 「A.B.11531」
ペンシルバニア州 「H.B.2788」
バージニア州 「Invasive Technologies H.B.1304」

【延期された法案 (Legislature Adjourned)】

アラバマ州 「Consumer Protection Against Spyware Act S.B.122」
デラウェア州 「Spyware Protection Act S.B.124」
フロリダ州 「Computer Fraud S.B.2162」
インディアナ州 「Computer Spyware H.B.1714」
アイオワ州 「S.F.465」
カンザス州 「Computer Protection Against Spyware Act H.B.2343」
メリーランド州 「Unauthorized Consumer Software Act S.B.492 S.B.801
H.B.945 H.B.780」
ネブラスカ州 「Consumer Protection Against Computer Spyware Act
L.B.316」
ロードアイランド州 「Software Fraud H.B.6211」
テネシー州 「Internet Spyware Control Act H.B.1742 S.B.2069」
テキサス州 「Consumer Protection Against Computer Spyware Act
H.B.1351 H.B.1430 S.B.958」
バージニア州 「Prohibited Software and Actions H.B.1729」「H.B.1304」
ウエストバージニア州 「Spyware Disclosure H.B.3246」
ミズーリ州 「Consumer Protection Against Spyware Act H.B.902」

【ステータス不明の法案】

マサチューセッツ州 「Prohibiting Spyware S.273」「Spyware Control Act
S.286」「Consumer Protection Against Spyware Act
H.B.1444」「H.B.3739」
ニューヨーク州 「Unlawful Use of Spyware and Malware A.00549」
「Unlawful Dissemination of Spyware S.00186 A.02682」
「S.B.3600」
オレゴン州 「Spyware H.B.2302」
ペンシルバニア州 「Misuse of Adware or Spyware H.B.574」

出所) 全米州議会議員連盟 (NCSL: National Conference of State Legislatures) HP

<http://www.ncsl.org/programs/lis/privacy/techprivacy.htm>

Security Protect Yourself Against Cyber Trespass Act (SPY ACT) H.R.29

ステータス

- 2004年10月に米下院本会議で可決後、上院で否決。翌年、下院に再提出され、2005年5月に下院で可決。その後、上院の商務委員会(Committee on Commerce, Science, and Transportation)に付託中。

概要

項目	概要
保護されたコンピュータの使用権限を有するユーザや所有者でない人が関与すると違法とみなされる場合	下記に関連して、人を騙すような行動あるいは行為に関与している場合 (1) 要求されていないコンピュータの制御を行うこと (2) コンピュータの設定を変更すること (3) 個人を特定できる情報を収集すること (4) 要求されていないコンピュータ・ソフトウェアのインストールを誘導すること (5) セキュリティやアンチ・スパイウェア、アンチ・ウイルスの技術を排除したり、機能を無効にしたりすること
いかなる人も関与すると違法とみなされる場合	下記に関与している場合 (1) 保護されたコンピュータに情報収集プログラムを転送すること。ただし、そのようなプログラムが、プログラムの情報収集機能を実行する前に、その実行の要求通知を行っている場合は除く。 (2) 保護されたコンピュータにインストールされた情報収集プログラムを実行すること。ただし、実行前に、この実行の要求通知を踏まえ、ユーザがその実行に同意している場合は除く。

Internet Spyware Prevention Act (I-Spy ACT) H.R.744

ステータス

- 2004年10月に下院本会議で可決されたものの、会期終了に伴い廃案。翌年(2005年5月)、再び下院で可決。その後、上院の司法委員会(Committee on the Judiciary)に付託中。

概要

- 以下のような、保護されたコンピュータの不正な利用行為を禁止。
 - 保護されたコンピュータに権限なくアクセスすること
 - 保護されたコンピュータに複製されたコンピュータ・プログラムやコードを原因としてアクセス権限を超えること。また、そのようなコンピュータ・プログラムやコードを故意に使用すること。

犯罪目的	刑罰
(1) 国家の犯罪違反を助長するもの	罰金または最高5年の禁固刑
(2) 人を騙したり、傷つけたり、保護されたコンピュータに損害を与えるという意図で、個人情報入手や転送を行ったり、コンピュータのセキュリティ保護を故意に損なうもの	罰金または最高2年の禁固刑

Software Principles Yielding Better Levels of Consumer Knowledge (Spy Block Act) S.687

ステータス

- 2005年11月に上院の商務委員会 (Committee on Commerce, Science, and Transportation) にて改正案報告の指示。

概要

- 保護されたコンピュータの使用権限のないユーザが、以下の特定行為に関与すると違法。

特定行為		概要
通常のソフトウェアのインストールに関連して禁止される実行	不正なインストール	インストールの事実をユーザに隠したり、わざとユーザが同意を認めたり、差し控えたりすることを妨げるような方法で、コンピュータ上でソフトウェアをインストールすること
	インストールの紛らわしい勧誘	インターネットからダウンロードでソフトウェアを入手できるウェブサイトやオンラインサービスのオペレータの識別や、ソフトウェアの作者や発行者、公認の販売者の識別、ソフトウェアの性質や機能、ソフトウェアをインストールしない場合の結果等に関連して、偽りの表現や紛らわしい表現でインストールをユーザに同意させること
	アンインストール操作の妨害	通常、ユーザのオペレーションシステムに備わっていたり、ユーザに明らか、かつ目立つような方法で開示されているプログラム解除機能を用いて、アンインストールや機能の無効化ができないソフトウェアをユーザがインストールすること
ユーザのコンピュータへの不正な情報収集機能のインストール	不正な情報収集機能が含まれるソフトウェアをインストールしたり、コンピュータのユーザに関する情報を収集することを目的として、そのようなソフトウェアを使用すること	
自身の活動を隠したアドウェア	ラベルなし、あるいはコンピュータのユーザの識別なしで広告ユーザに広告を表示させるソフトウェア、繰返し広告を表示させるソフトウェアをコンピュータ上にインストールすること	
ユーザのコンピュータ制御を妨げる他の実行	不当な行為や人を騙す行為、ユーザの制御を妨げる実行に関与すること	